

特定非営利活動法人 ケアマネ応援団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ケアマネ応援団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県橿原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ケアマネジャーと、その従事先の団体に対して、能力開発または相談窓口に関する後方支事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① ケアマネジャーの勉強会・研修するための事業
- ② 情報提供及び相談に関する事業
- ③ 福祉・介護・医療への人脈構築・支援するための事業
- ④ その他、法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人が行ういずれかの事業に参加する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告書及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、事務所の掲示板に掲載して行う。

第9章 抛出金品の不返還

(抛出金品の不返還)

第54条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中田勉
副理事長	酒井 宏和
理事	松本 通延
同	仲谷 直美
監事	川井 俊行

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年9月30日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年7月31日までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額

とする。

(1) 正会員入会金	0 円	正会員会費	36000 円 (1 年間分)
(2) 賛助会員入会金	0 円	賛助会員会費	36000 円 (1 年間分)
(3) 一般会員	0 円	一般会員	12000 円 (1 年間分)

役員名簿

特定非営利活動法人 ケアマネ応援団

役 名	ふりがな 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事 (理事長)	中田 勉 なかた つとむ		無
理事	酒井 宏和 さかい ひろかず		無
理事	松本 通延 まつもと みちのぶ		無
理事	仲谷 直美 なかたに なおみ		無
監事	川井 俊行 かわい としゆき		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現代社会では、介護支援専門員（ケアマネジャー）が担う「シャドーワーク」が問題になっています。ケアマネジャーは本来、利用者のケアプラン作成やサービス調整を主業務としていますが、実際には、制度上カバーされない無償の相談対応や手続き補助、家族の精神的ケアなど、多岐にわたる業務を行っています。これにより、労働時間の増加や精神的負担が蓄積し、最悪の場合、離職やメンタルヘルスの悪化に至るケースが少なくありません。また、福祉施設においても十分な財政的支援が得られず、ケアマネジャーの負担を軽減する仕組みが不足している現状があります。

しかしながら、この問題は、ケアマネジャーに対する相談窓口や学習機会の提供を通じて、彼らの業務負担を軽減し、持続可能な福祉環境を整備することで解決すると思われます。具体的には、会費を活用して相談窓口を設け、シャドーワークの相談にのること、さらにケアマネジャーの学びや交流の場を提供することで、業務の質の向上と心理的負担の軽減を図ることが有効と考えられます。

そこで、この法人は、主にケアマネジャーおよび団体に対して、ボランティア活動（相談窓口・勉強会・交流会の開催）、行政への働きかけに関する事業を行い、福祉サービスの質の向上と持続可能な福祉環境の構築に寄与することを目的とし、設立します。これにより、ケアマネジャーが本来の業務に集中できる環境を整え、結果として高齢者や障がい者への適切な支援が行き届く社会を実現することができます。

しかし、任意団体や株式会社では、持続的な資金確保や公益性の確保が難しく、事業の継続性が保証されないことが問題になります。また、営利法人として活動した場合、福祉従事者や医療従事者の支援という本来の目的よりも、利益追求が優先される可能性があります。したがって、社会的な信頼性と公共性を確保し、安定した運営を行うために、特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立が望ましいと考えています。

皆様のご理解と幅広いご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2. 申請に至るまでの経過

令和 6 年 7 月 16 日 任意団体「ケアマネ応援団」を設立。

- ・ケアマネジャーの負担軽減を目的として、情報共有の場を提供する活動を開始。
- ・福祉現場の実態調査を実施し、ケアマネジャーが直面する問題点を整理。
- ・福祉施設や行政関係者へのヒアリングを行い、支援の必要性を確認。

令和 6 年 11 月 25 日 設立のための勉強会を開催。

・福祉関係者や有識者を招き、ケアマネジャーの負担軽減に向けた具体的な支援策について議論。

- ・相談窓口の導入や勉強会の定期開催の重要性を共有。
- ・NPO 法人化の必要性について検討し、設立準備を本格化。

令和 7 年 1 月 9 日 設立準備会を開催し、法人化に向けた具体的な事業計画を策定。

- ・会員制度の詳細、資金調達計画、運営方針について協議。

- ・役員候補者を選出し、法人設立に向けた最終調整を実施。

令和7年 7月 3日 設立総会開催

- ・本法人が全国のケアマネジャーの支えとなり、福祉現場の持続可能性を高める一助となることを願い、設立総会を行う。

令和7年 7月 3日

特定非営利活動法人 ケアマネ応援団

設立代表者

住所 奈良県桜井市谷 479 番地の3

氏名 中田勉



令和7年度事業計画書

成立の日 から令和8年7月31日まで

特定非営利活動法人ケアマネ応援団

1 事業実施の方針

本法人の初年度は、組織の基盤づくりと認知度の向上を最優先課題とし、活動の方向性を確立することを目的とします。そのために、以下の事業を実施し、次年度以降の本格的な活動開始に向けた準備を行います。

具体的には、設立記念および活動報告会を開催し、支援者や関係者へ本法人の目的・事業内容を周知します。また、2年目から開始予定の勉強会の企画・準備を進めるとともに、資金調達の仕組みや広報活動の基盤を整えます。加えて、全国の社会福祉施設を訪問し、現場の実態調査を行い、ケアマネジャーが直面する課題の把握を進めることで、次年度以降の事業計画に活かします。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
③福祉・介護・医療への人脈構築・支援するための事業	設立記念・活動報告会 を行い、法人の活動内容の報告及び今後の展望の説明を実施する	年度末	榎原市コンベンションセンター	2名	会員・福祉関係者 30～50名	100
①ケアマネジャーの勉強会・研修するための事業	勉強会の企画・準備 2年目から開始する勉強会の計画、講師選定、会場確保を行う	通年		2名	不特定多数	50
④その他、法人の目的を達成するために必要な事業	ホームページを開設し、活動内容を紹介する	随時	法人事務所	1名	不特定多数	70
③福祉・介護・医療への人脈構築・支援するための事業	全国社会福祉施設訪問 施設の実態調査、ケアマネジャーとの意見交換、課題整理を行うと共に、法人の広報活動も同時に行う	随時	全国各地	1～2名	各施設職員	200
②情報提供及び	ボランティア相談窓口準備	通年	法人事務	1～2名	各施設職員	90

相談に関する事業	窓口設計、対応マニュアル、研修を行う		所			合計510
----------	--------------------	--	---	--	--	-------

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日まで

特定非営利活動法人 ケアマネ応援団

1 事業実施の方針

本法人の 2 年目は、初年度の準備をもとに、ケアマネジャー向けの勉強会を定期開催し、実際に支援を行うことを主な目的とします。また、支援会員向けの勉強会を開催し、本法人の活動をより広範囲に広げていくことを目指します。

さらに、全国の社会福祉施設への訪問活動を本格化させ、各地のケアマネジャーと直接対話し、支援の必要性を具体化します。また、ボランティア相談窓口の運営に力を入れます。

年度末には活動報告会を開催し、年間の成果を共有するとともに、次年度の事業計画を発表し、さらなる支援者の獲得と事業の発展を図ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
①ケアマネジャー の勉強会・研修す るための事業	ケアマネジャー向け勉強会 ケアマネジャーのスキル向上 のための勉強会	月 1 回	奈良コン ベンショ ンセンタ ー	2 名	30 名程度	360
③福祉・介護・医 療への人脈構築・ 支援するための事 業	応援支援者向け勉強会 応援支援者に対して勉強会を 行う	月 1 回	奈良コン ベンショ ンセンタ ー	2 名	5～10 名程度	180
③福祉・介護・医 療への人脈構築・ 支援するための事 業	活動報告会 1 年間の活動報告を行い交流 会として人脈構築の場とする	年 1 回	奈良コン ションセ ンター	10 名	50 名程度	100
④その他、法人の 目的を達成するた めに必要な事業	広報活動 ホームページ運営、チラシ作 成や配布も行う	随時	法人事務 所	1 名	不特定多数	100
③福祉・介護・医 療への人脈構築・	全国社会福祉施設訪問	随時	全国各地	1～2 名	各施設職員	400

支援するための事業	施設の実態調査、ケアマネジャーとの意見交換、課題整理を行い、同時に法人の広報活動も行う					
②情報提供及び相談に関する事業	ボランティア相談窓口運営 対応費・人材・通信等	通年	法人事務所			500
						計 1640

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年7月31日まで

特定非営利活動法人 ケアマネ応援団

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費(5人×3000円×12ヶ月)	180,000		
賛助会員受取会費(5人×3000円×12ヶ月)	180,000		
一般会員受取会費(13人×1000円×12ヶ月)	156,000	516,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益	0		
.....	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....	0	0	
4 事業収益			
〇〇事業収益	0	0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0	0	
経常収益計			516,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
設立記念・活動報告会	100,000		
勉強会の企画・準備	50,000		
旅費交通費(全国社会福祉施設訪問)	200,000		
広報活動(チラシ・SNS運用)	70,000		
ボランティア相談窓口	90,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	510,000		
事業費計		510,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
広告費			
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			510,000
当期経常増減額			6,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			6,000
設立時正味財産額			6,000
次期繰越正味財産額			12,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和8年度活動予算書
令和8年8月1日から令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人 ケアマネ応援団
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費(15人×3000円×12ヶ月)	540,000		
賛助会員受取会費(15人×3000円×12ヶ月)	540,000		
一般会員受取会費(47人×1000円×12ヶ月)	564,000	1,644,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益	0		
.....	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....	0	0	
4 事業収益			
〇〇事業収益	0	0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0	0	
経常収益計			1,644,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費(ケアマネ勉強会)	360,000		
会議費(支援会員向け勉強会)	180,000		
活動報告会費用	100,000		
広報費(チラシ・SNS運用)	100,000		
旅費交通費(全国社会福祉施設訪問)	400,000		
ボランティア相談窓口運営	500,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	1,640,000		
事業費計		1,640,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			1,640,000
当期経常増減額			4,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			4,000
前期繰越正味財産額			6,000
次期繰越正味財産額			10,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。